

新潟市西川多目的ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第 63 号

新潟市西川多目的ホール条例の一部を改正する条例

新潟市西川多目的ホール条例（平成 16 年新潟市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「教育委員会がホールの利用を許可するとき」を「ホールの利用の開始前まで」に改める。

第 12 条第 2 項第 2 号中「30 日前」を「前日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名	単位	使用料の額（円）
多目的ホール	1 時間につき	3, 200
控室 1	1 回につき	800
控室 2	1 回につき	640
控室 3	1 回につき	640

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。
- 2 休日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に利用する場合の多目的ホール及び控室の使用料の額は、上表に規定する使用料の額の 1.25 倍に相当する額とする。
- 3 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の多目的ホール及び控室の使用料の額は、上表及び備考 2 に規定する使用料の額の 2 倍に相当する額とする。
- 4 市外に住所を有するものが利用する場合の多目的ホール及び控室の使用料の額は、

上表、備考2及び備考3に規定する使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

5 準備、練習等のために利用する場合の多目的ホールの使用料の額は、上表及び備考2から備考4までに規定する使用料の額の0.5倍に相当する額とする。

6 冷暖房機を使用する場合の多目的ホールの使用料の額は、上表及び備考2から備考5までに規定する使用料の額の1.3倍に相当する額とする。

7 「1回」とは、同一の利用者が利用する場合で翌日にわたらない時間内をいう。

8 多目的ホールの附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の新潟市西川多目的ホール条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 施行日前に、施行日以後の新潟市西川多目的ホールの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。